

# 社会福祉法人豊資会

## 介護職員初任者研修 受講料返金特約

### 第1条（総則）

研修受講前に、受講生ご自身で受講料 49,800 円を全額ご負担いただき、特約条件を満たした時点で分割での返金となります。受講料のみを対象とし、補講代、教材費、通学交通費等は返金の対象に含みません。また返金は所得として課税の対象となります。

### 第2条（研修修了から就業・内定までの期間）

研修の修了日（2018年12月17日）から3か月以内（2019年3月16日迄）に豊資会グループの事業所で介護職又は相談職に就業又は内定をしている事とします。

### 第3条（採用基準）

採用には所定の基準がありますので、ご希望に沿えない場合があります。

### 第4条（人事異動）

就業後は豊資会グループ内での異動（転籍）がある場合があります。

### 第5条（返金要領）

受講生の指定様式による申請によるものとし、就業通算期間が豊資会グループの介護事業所で介護職又は相談職として通算3か月を経過された場合に20,000円の返金を行い、通算6か月を経過された場合に29,800円の返金を行います。

### 第6条（就業通算期間）

雇用形態を問わず、雇用保険に加入している期間を就業通算期間とします。

### 第7条（返金月）

所定の就業通算期間を経過した翌月以降の賞与月とします。また、それぞれの返金月に在籍している事とします。